

報告第1号

専決処分事項報告について（和解及び損害賠償の額の決定）

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和53年12月22日議決）第1項及び第2項の規定により、専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

専決処分書写……別記

令和7年2月21日提出

交野市長 山 本 景

和解及び損害賠償の額を定めるについて

(写)

7 専第 1 号

専 決 処 分 書

次のとおり、和解及び損害賠償の額を定めるにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和 53 年 12 月 22 日議決）第 1 項及び第 2 項の規定により専決処分する。

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 内 容 | 市が相手方に、損害賠償額として金 586,300 円を支払う。 |
| 2 | 相 手 方 | 所在地 枚方市岡東町 19-1 ステーションビル枚方 オフィス B 6 階
名 称 大阪府枚方土木事務所 |
| 3 | 示 談 日 | 令和 7 年 2 月 6 日 |
| 4 | 事 案 概 要 | 四條畷市交野市清掃施設組合にダンプにより刈草を搬入した後、国道 168 号を交野市方面に走行中、荷台が軽くなったことや雨上がりの影響で後輪がスリップし、ガードレールに接触し損傷させたもの。 |
| 5 | そ の 他 | 相手方修理費 586,300 円
対物共済保険額 586,300 円
市持出額 0 円 |

令和 7 年 2 月 6 日

交野市長 山 本 景